

第4期第1回川崎市多文化共生社会推進協議会 会議録

- 1 開催日時 令和8年5月28日（木） 13時00分～15時00分
- 2 開催場所 川崎市役所本庁舎21階 市民文化局会議室
- 3 出席者 委員 小ヶ谷 千穂（会長）、本田 量久（副会長）、大西 楠テア委員、
孔 敏淑委員、南 昭子委員
事務局 小出課長、吉留担当課長、北村課長補佐、水溜担当係長、魚住専門調査員
- 4 議題 委嘱状交付・会長・副会長選出（公開）
 - (1) 第15期外国人市民代表者会議の提言について（公開）
 - (2) 地域日本語教育の推進に関する部会の委員について（公開）
 - (3) 第4期審議スケジュールについて（公開）
 - (4) その他（公開）
- 5 傍聴者 0人
- 6 会議内容

（議事に先立ち委嘱状交付）

○事務局 それでは、第4期第1回川崎市多文化共生社会推進協議会を開催します。川崎市附属機関設置条例第7条第2項に基づき、会議を開くには、委員の半数以上の出席が必要です。本日は委員全員が出席されていますので、本会議が成立していることを報告します。また、本会議は川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第3条に基づき、原則公開となっております。傍聴希望者が来場された場合は、傍聴を許可しますので、よろしくお願いします。

これから、会長・副会長の選出を行います。会長・副会長が選出されるまでの間、小出課長が仮議長として会議の司会進行を行います。

○小出課長 まず、会長の選出を行います。川崎市附属機関設置条例第6条第1項に基づき、会長は委員の互選により定めることとされています。事務局といたしましては、第3期の会長を務められた小ヶ谷委員に、引き続き会長をお願いしたいと考えております。異議のある方はいらっしゃいますか。

（異議なし）

○小出課長 それでは、小ヶ谷委員に引き続き会長をお願いします。

次に、副会長の選出を行います。川崎市附属機関設置条例第6条第2項では、「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。」と規定されています。つきましては、小ヶ谷会長から副会長を指名していただきたいと思います。

○会長 副会長については、第3期に引き続き本田委員をお願いしたいと考えておりますが、本田委員いかがでしょうか。

○本田委員 お受けします。

○小出課長 本田量久委員を副会長とすることに異議のある方はいらっしゃいますか。

（異議なし）

○小出課長 会長・副会長が決定いたしましたので、以降の議事進行は小ヶ谷会長にお願いします。

○会長 改めまして、今期もどうぞよろしくお願いします。微力ではございますが、委員の皆様から多くの意見をいただきながら進めてまいりたいと思います。また、今期は前期とは異なる大きな課題があり

ます。現在の日本の状況や国の施策の方向性が川崎市の多文化共生施策にも大きく影響していると考えており、本協議会での議論が大変重要になると思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事（１）「第 15 期外国人市民代表者会議の提言について」、事務局から説明をお願いします。

（事務局から資料 1 について説明）

○会長 ただいまの説明について、質問や意見はありますか。

○孔委員 外国につながる子ども向けのリーフレットについて、中原区と川崎区の記載があります。これはリーフレットを配架している場所を示しているのでしょうか。それとも、このリーフレットを作成した団体や組織が中原区や川崎区に所在しているため記載されているのでしょうか。

○事務局 このリーフレットは、主に電子媒体による周知を想定していますが、外国人市民が利用しやすい相談窓口である国際交流センター（中原区）や多文化共生プラザ（川崎区）では、紙媒体を配架する予定です。また、リーフレットには相談窓口の案内も掲載しています。特に、日本の教育制度の全体像や進学の流れが分かりやすく伝わるよう作成しました。

○孔委員 分かりました。

○会長 日本の教育制度については、これまでも各学校に関する個別の情報提供はありましたが、進学の流れや進路の選択肢、進学に向けて必要な準備など、教育制度全体の流れが分かる情報が必要であるとの意見が、外国人市民代表者会議の委員から出されていたと伺っています。そのため、このように進学の流れを示した資料を作成し、配布することは非常に重要であると感じています。

また、防災については、第 13 期から第 14 期にかけて継続的に取り上げられてきた課題であり、本協議会においてもヒアリングを実施してきた経緯があります。継続して取り組むべき重要なテーマであると認識しています。

ほかに意見等がありますか。

（意見なし）

○会長 それでは、議事（２）「地域日本語教育の推進に関する部会の委員について」に移ります。事務局から説明をお願いします。

（事務局から資料 2 について説明）

○会長 お諮りするのとは、令和 8 年度から令和 9 年度までの 2 年間の任期における部会委員についてです。これまでの部会委員については、市が期待する役割や専門的知見を踏まえて選任してきました。今回は、新たに外国人市民の視点からの意見を反映するための委員枠を設けることとしており、本協議会委員でもある孔委員にお願いしたいと考えています。

また、学識経験者である神吉委員の退任に伴い、後任として菊池委員にお願いしたいと考えています。菊池委員は、明星大学人文学部准教授として日本語教育、とりわけ地域日本語教育を専門としており、国際交流協会での実務経験も有するなど、豊富な知識と経験をお持ちです。

さらに、技能実習監理団体の推薦枠については、河野委員の後任として齋藤委員を推薦いただいています。

主な変更は以上の 3 人で、その他の委員については引き続きお願いする予定です。

○孔委員 この部会と本協議会には連携できる部分が多くあると感じています。その役割を果たせるよう努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○会長 質問等はございますか。

(質問なし)

○会長 確認ですが、部会委員の構成や選任の考え方については、これまでもこのように説明されていたのでしょうか。

○事務局 今回は、改めて委員構成や選任の考え方を整理した上で示しました。

○会長 承知しました。菊池委員は、日本語教育に加え、防災分野を含む多文化共生施策全般についても豊富な知見をお持ちであると認識しています。今後も部会での議論については、本協議会に随時報告いただくようお願いします。本件についてはよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、次の議題に進みます。議事(3)「第4期審議スケジュールについて」です。併せて、議事(4)「その他」のア、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る関係課長会議検討部会について」も関連しますので、続けて事務局から説明をお願いします。

(事務局から資料3について説明)

○事務局 第4期の審議テーマ及び調査・審議の進め方について、事務局から提案があります。庁内に新たに設置された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策に係る関係課長会議検討部会」において、多文化共生施策に関する重点課題の整理及び検討を進めています。関係課長会議検討部会で整理された重点課題等については、本協議会とも情報共有を行い、その内容を踏まえながら審議を進めていただきたいと考えています。この方向性について了承いただけるようであれば、次回会議までに事務局においてテーマや資料を整理し、重点的に議論いただきたいテーマ案を示したいと考えています。まず、資料4について説明し、その後、御意見をいただきたいと思います。

○会長 このような進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(事務局から資料4について説明)

○会長 事務局から、2点の提案がありました。

1点目は、審議の進め方についてです。これまでのようにヒアリング終了後に報告書を取りまとめるのではなく、各回のヒアリング後に振り返りを行いながら、順次、報告書の案を作成していく進め方とする提案でした。

2点目は、施策の検証・評価に関するテーマ設定についてです。これまでは委員間で協議しながらテーマやヒアリング先を選定してきましたが、今回は新たに設置された関係課長会議検討部会で整理された重点課題との連携を図りつつ、事務局からの提案も踏まえて検討するという提案でした。

いずれも従来の進め方から変更を伴う内容ですので、委員の皆様から意見をいただきたいと思います。

○事務局 補足説明します。今回、関係課長会議検討部会を設置した背景についてです。先ほどは外国人材の受入れ・共生に関する総合的対応策との関連を中心に説明しましたが、本市としては、それ以前から課題意識を持っていました。近年、外国人市民の増加や社会的関心の高まりなどにより、外国人市民を取り巻く状況は大きく変化しています。従来の取組のみでは対応が難しい新たな段階に入っているとの認識があります。また、こうした課題は市民文化局だけでなく、庁内の各局区に共通するものであることから、各部署が抱える課題を共有し、連携した取組につなげる必要があるとの問題意識の下、関係課長会議

検討部会を設置しました。例えば、地域日本語教育については、学習希望者が増加する一方で、支援人材や会場の確保が課題となっており、本協議会の部会である地域日本語教育の推進に関する部会とも密接に関わるテーマであると考えています。また、生活オリエンテーションについては、新たに転入した外国人市民に対し、地域生活に必要なルールや制度、マナーなどを適切に伝えることが重要ですが、その情報をどのように届けるかが課題となっています。国際交流センターをはじめ様々な主体による取組が進められているものの、とりわけ転入直後の方々への周知方法は大きな課題の一つであると認識しています。こうしたテーマについて、関係課長会議検討部会での検討と、本協議会委員の皆様の専門的知見を相互に生かしながら議論を進めていきたいと考えています。なお、現時点では多文化共生社会推進指針の改定時期は具体的に決まっていますが、今後の状況変化や取組の進展に応じて、将来的には指針の見直しを検討する必要性が生じる可能性があります。その際に備え、こうした議論を積み重ねていきたいと考えています。

○会長 まず、私自身の感想を申し上げます。川崎市の多文化共生施策は、国の施策に先行して長年にわたり取り組まれてきた経緯があり、その意味では、今回の国の総合的対応策を他自治体と全く同じ文脈で受け止める必要はないのではないかと感じています。また、国の方針では「秩序ある共生」という考え方が打ち出されていますが、本市においては、今回設置された関係課長会議検討部会も引き続き「共生」を軸としていることについて、個人的には安心感を持っています。一方で、この検討部会が、これまで川崎市が積み重ねてきた多文化共生施策を踏まえながら、今後どのような方向性を示していくのかは非常に重要な点であり、注視していく必要があると考えています。今後は、新たな施策を検討するだけでなく、これまで実施してきた取組をどのように発展させ、より効果的なものとしていくかという視点も重要になるのではないかと思います。そうした中で、本協議会がどのような役割を果たしていくのかも重要な論点です。今後の審議内容の設定について、これまで以上に事務局と連携しながら進めていくのか、それとも従来の進め方を基本とするのかも含めて、委員の皆様から意見をいただければと思います。あわせて、報告書の作成方法についても、意見ををお願いします。

○副会長 先ほどの説明を伺い、従来の行政サービスだけでは対応しきれない課題が生じており、新たな取組が必要な段階にきているという認識であると理解しました。ただし、川崎市の場合、外国人市民の増加だけが変化ではないのではないかと感じています。先ほど、外国人市民の割合が4%を超えたとの説明がありましたが、人口の増加に加えて、何か質的な変化が生じているのでしょうか。例えば、年齢構成の変化や国際結婚・国際家族の増加など、特徴的な変化があるのかについてお聞きかせください。私自身、そのあたりの実態を十分に把握できてはおりませんが、仮に単純な人口増加への対応が中心であれば、これまでの取組の延長線上で対応できる部分もあるでしょう。一方で、外国人市民のニーズが多様化している、あるいは従来にはなかった新たなニーズが生じているのであれば、それに応じた新たな検討や取組が必要になりそうです。その点について、事務局としてどのように認識されているのか、お聞かせください。

○事務局 現在の傾向としては、就労系の在留資格を持つ外国人市民の増加が挙げられます。また今後は、それに帯同する家族の増加も見込まれています。そのため、日本語教育の観点からは、日本語学習支援の充実がこれまで以上に重要になると考えています。先ほどは国の動向を中心に説明しましたが、「秩序ある共生」という考え方は、主に在留資格制度など国の権限に関わる内容であり、市町村が直接担う領域とは異なります。そのため、事務局としては、国の制度運用に関する部分と市の多文化共生施

策とは区別して考えています。むしろ市として課題意識を持っているのは、これまで積み重ねてきた取組を今後どのように発展させていくかという点です。外国人市民の増加に伴い、従来と同じ手法だけでは対応が難しくなりつつあり、今後どのように取組を展開していくかが課題となっています。その意味で、関係課長会議検討部会は、国の方針を受けて新たな施策を一から検討する場というよりも、これまでの川崎市の取組を土台としながら、その発展の方向性を検討する場であると考えています。したがって、「秩序」という観点を主な目的として設置したものではありません。先ほどの説明では国の動向を中心に説明したため、その点が強く伝わったかもしれませんが、改めてその趣旨を補足させていただきました。

○副会長 以前、報告書や統計データを基に分析を行った際、川崎市では外国人市民の定住化が進んでいるという傾向が見られました。また、回答結果からは、教育水準や所得水準が比較的高い層が多いという特徴もあったと記憶しています。もちろん、自己申告によるデータであるため、実態との乖離がある可能性はありますが、そのような傾向が確認されていました。一方で、近年は就労系の在留資格で来日する方が増加しているとのことですが、比較的若い世代が中心になっているのでしょうか。

○事務局 「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格を持つ方や定住者が多いという構成自体に大きな変化はありませんが、増加率という観点では、就労系の在留資格を持つ方の伸びが目立っています。先ほど申し上げた変化というのは、その点を指しています。なお、本市としては在留資格ごとに支援を考えるというよりも、同じ地域社会を構成する市民として、それぞれに必要な支援を行うという視点を重視したいと考えています。

○副会長 そうすると、生活上のニーズも従来とは異なってくる可能性がありますね。また、日本語学習に対するニーズにも変化が生じていると推測できます。定住化が進んだ外国人市民の中には、既に日常生活に必要な日本語能力を身につけている方も多くおられます。その場合、一般的な日本語教室よりも、仕事や専門分野に関する日本語習得へのニーズが高まっている可能性があります。

一方で、新たに来日した方々については、生活に必要な基礎的な日本語を学ぶ必要があります。対象者によって求められる支援の内容も異なってくるのではないのでしょうか。さらに、近年はAI技術の発展により、日本語学習を取り巻く環境そのものも大きく変化しているように感じます。今後は、日本語教室についても、従来の対面による学習支援に加え、AIなどの新たな技術を活用した学習支援の在り方を検討していく必要があるかもしれません。

○会長 現状に関する意見も伺うことができ、大変参考になりました。そのほか、意見がありましたらお願いします。

○大西委員 審議の進め方については、今回提案のあったように、早い段階から報告書のドラフト作成を進めていくことは望ましいと考えており、賛成です。また、各回の振り返りの時間を設けることも有意義だと思います。取り上げたテーマの実施状況を確認するとともに、新たに設置された関係課長会議検討部会での議論とも関連付けながら整理していくことで、個々の取組が市全体の施策の中でどのように位置付けられているのかを把握しやすくなると考えます。委員としても新たな情報を得ることができますし、個別のテーマだけでなく、市全体の施策とのつながりを理解することができるため、その点も含めて今回の進め方に賛成です。また、国と地方自治体の施策については、それぞれ役割や求められる対応が異なるものの、相互に連携しながら進めていくことが重要だと考えています。特に、多文化共生施策については、外国人市民と日常的に接する機会が多い自治体が、地域の実情に応じた支援を行

うことが重要であり、川崎市がこれまで積み重ねてきた地域に根差した取組には大きな意義があると考えています。その意味でも、今回、関係課長会議検討部会が設置され、庁内の連携体制が強化されることは重要であり、意義のある取組だと考えています。今後も、国と地方自治体がそれぞれの役割を果たしながら連携し、よりよい多文化共生社会の実現につなげていければよいと思います。

○会長 審議の進め方については賛同いただいた上で、個別のテーマを市全体の施策と関連付けながら議論していくことが重要であるとの意見をいただきました。また、国の取組と川崎市が進めてきた地域に根差した取組が、それぞれの役割を果たしながら連携していくことが望ましいとの意見だったと思います。

○副会長 私は観光分野を専門としているため、その視点から考えるところがあります。これまでの報告書や議論を通じて、川崎市では外国人市民の定住化が進んでいることが確認されました。住宅を取得し、子どもを学校に通わせながら地域で生活している方も増えています。一方で、自分たちが暮らしている地域について十分に知る機会がない方もいるのではないかと感じています。地域について知る機会が増えれば、日本社会のルールや地域の慣習についても自然と理解が深まるのではないのでしょうか。今回の国の方針では、ルールを守ってもらうという観点が比較的強く打ち出されているように感じます。しかし、観光地などを見ると、様々な文化的背景を持つ人々が集まりながらも、比較的うまく共存している事例が多くあります。もちろん、オーバーツーリズムなどの課題はありますが、文化や歴史、地域の魅力に触れることを通じて相互理解が進んでいる側面もあります。そのため、日本の文化や地域の歴史、地域の特色などを学ぶ機会を充実させることも、多文化共生を進める上で一つの有効な方法ではないかと感じています。川崎市には観光協会や経済労働局観光・地域活力推進部などがあります。少し異なる視点かもしれませんが、こうした部署から話を伺い、国際交流や多文化共生と観光・地域活性化との関係について考えてみることも有意義ではないのでしょうか。国際交流と観光は密接に関わる分野でもありますので、そのような観点も今後の検討テーマの一つになり得るのではないかと考えています。

○大西委員 京都市で観光行政に携わっていた方の話を伺う機会がありました。観光地では、民泊の問題などにより、市民の生活空間に外国人観光客が入り込むことで、地域住民との間で摩擦が生じることもあるとのことでした。特に、民泊に関するルール整備が十分でなかった時期には、地域住民との間で様々な課題が発生していたそうです。その意味では、今回の国の総合的対応策で示されている「ルール」や「秩序」という考え方については、定住する外国人市民に関する課題と観光客に関する課題が一部混在している面もあるのではないかと感じています。もちろん、国の制度設計上の事情もありますが、オーバーツーリズムの問題と、多文化共生施策としての外国人市民支援を同じ枠組みで捉えることには少し違和感があります。一方で、地域に住む外国人市民に地域の魅力を知ってもらうという観点からは、観光や地域資源に関する議論を取り入れることには意義があると思います。

○副会長 昨年度はアンケート分析や報告書の作成を行いました。その中で改めて感じたのは、外国人市民の文化活動への参加という点です。図書館についても議論しましたが、利用状況を見ると、外国人市民による利用はまだ十分とは言えないです。働くために来日した方も多いでしょうが、同時に地域で生活する住民でもあります。そのため、日本語学習だけでなく、文化活動に参加したり、安心して過ごせる居場所を持ったりすることも重要です。国際交流センターや国際交流協会の取組に参加し、日本語学習や交流活動を行うことは、人と人とのつながりをつくる場としても大きな意味があると再認識

しました。また、川崎市には「音楽のまち」や「読書のまち」といった文化施策がありますが、そうした取組に外国人市民が十分参加できているのかという観点も重要でしょう。日本人市民と同様に、外国人市民も文化的な活動や権利を享受できる環境づくりが必要であり、その点についても検討していければよいと感じています。

○大西委員 今の意見に関連してですが、地域日本語教育の推進に関する部会にも関わる話だと思います。例えば、青丘社のような在日コリアン団体では、差別の解消を訴えるだけでなく、日本人住民との交流の機会を積極的に設けてきました。韓国文化や韓国料理をテーマとした講座などを通じて、自らの文化を紹介し、相互理解を深める活動を続けてきたと認識しています。現在のニューカマーの外国人市民についても、自らの文化を紹介し、地域住民との交流を深める機会を設けることは有効ではないかと思います。また、オールドカマーとニューカマーでは背景や抱える課題も異なるため、そうした違いを踏まえた取組も重要だと考えます。そのため、行政から説明を受けるだけでなく、青丘社のような地域団体の活動や地域との連携事例についてヒアリングを行うことも、今後のテーマとして考えられるのではないのでしょうか。

○副会長 昨年12月に川崎区桜本を訪問する機会がありました。その際、桜本地域の歴史や文化を紹介するパンフレットを拝見しました。地域の歴史を学びながらまち歩きができる内容となっており、大変よくまとめられていました。こうした取組は、自らの歴史や文化を地域住民や来訪者に知ってもらうための重要な活動です。また、パンフレットの完成度も高く、その作成には相応の労力や資源が投入されていると推察します。こうした地域の歴史や文化を伝える取組は、多文化共生や相互理解の推進という観点からも参考になる事例であると感じました。

○会長 地域では様々な取組が行われており、多文化的な背景も含めた地域の文化や歴史を保存し、発信しようとする活動も進められています。そうした流れの一つとして、今の話も大変興味深く伺いました。

それでは、議事(3)「第4期審議スケジュールについて」の整理を行いたいと思います。

本日の議論を伺う中で、施策の検証・評価に係るテーマ設定と報告書の作成方法は密接に関連しており、完全に切り離して考えることは難しいと感じました。一方で、ヒアリングや検証・評価の実施後、その内容を踏まえながら報告書案を順次作成していくという進め方については、特段の異論はなかったものと認識しています。そのため、第4期の審議の進め方については、事務局から提案のあったとおり、施策の検証・評価を進めるとともに、その都度、報告書案を作成していく方法を新たな取組として進めることとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○会長 それでは、そのように進めることとします。

次に、ヒアリングの対象や検証・評価のテーマについてですが、これまでは多文化共生社会推進指針に基づく施策の実施状況について事務局から報告を受け、その内容を踏まえて協議会としてテーマを選定してきたと認識しています。第4期についても、まずは施策の実施状況について報告を受け、その内容を基に議論を行うことが基本になるのではないかと考えています。また、関係課長会議検討部会における議論や重点課題について共有いただくことは、本協議会としても有意義であると考えています。ただし、庁内で重点課題とされていることのみを理由にテーマを設定するのではなく、施策の実施状況を確認した上で、協議会としてどのような観点から検証・評価を行うべきかを議論することが重要であ

と考えています。

そこで確認ですが、関係課長会議検討部会は次回協議会までに開催される予定でしょうか。

○事務局 次回の関係課長会議検討部会は、7月下旬から8月上旬頃の開催を予定しています。

○会長 そうしますと、関係課長会議検討部会での議論や事務局におけるテーマ整理を踏まえた上で、本協議会として議論を行うのが望ましいと考えます。

○事務局 その点について御相談があります。当初予定していた次回協議会の開催時期と関係課長会議検討部会の開催時期が重なっているため、可能であれば、関係課長会議検討部会での議論を一定程度進めた上で、その内容を協議会に共有したいと考えています。また、事務局としてもテーマ整理のための時間を確保したいと考えています。そのため、次回協議会の開催時期を当初予定より後ろ倒ししたいと考えていますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○会長 繰り返しになりますが、施策の実施状況を確認した上で、どのテーマを検証・評価するかを協議会として検討することは、本協議会の重要な役割の一つであると考えています。その点を踏まえつつ、関係課長会議検討部会での議論も参考にしながら検討課題を設定していく進め方が望ましいと考えます。そのような形で進めることでよろしいでしょうか。

○事務局 異議ありません。

○会長 事務局からもそのような趣旨で提案いただいたものと理解していますが、このような進め方はこれまであまり例がなかったため、確認させていただきました。これまで比較的自由にテーマ設定を行ってきた経緯もあることから、今回の提案は新たな試みであると認識しています。

それでは、次回までに関係課長会議検討部会での議論内容をさらに整理していただき、その内容も踏まえながら、本協議会として何を検討すべきかについて、委員それぞれの視点から議論し、テーマを決定していきたいと思います。

それでは、議事(4)「その他」のイ「次回以降の会議日程の調整について」に移ります。

○事務局 次回協議会については、10月1日(木)14時30分から、又は10月15日(木)13時30分からのいずれかの日程で、2時間程度の開催を予定しています。両日を候補日として予定いただけますでしょうか。

(了承)

○会長 それでは、開催日については後日、事務局から連絡いただくこととします。また、今後の施策の検証・評価項目については、次回協議会において決定し、その後の議論につなげていきたいと思います。

以上をもちまして、第4期第1回川崎市多文化共生社会推進協議会を閉会します。

(閉会)